

# 塩見川水系河川整備基本方針

平成 14 年 8 月

鳥 取 県

# 塩見川水系河川整備基本方針

## 目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 塩見川流域の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
2. 河川の整備の基本となるべき事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び 洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項	5

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 塩見川流域の概要

塩見川は、その源を標高 400m の岩美郡岩美町唐川湿原に発し、蔵見川、箭溪川、江川等の支川を合わせ、鳥取砂丘に沿って流れながら岩戸漁港の西で日本海に注ぐ、幹川流路延長 10.8 km、流域面積 32.7km<sup>2</sup> の二級河川です。

その流域は、源流域に一部岩美町が掛かる以外はそのほとんどが福部村に属し、村の中心市街地を配していることから、当地域における社会・経済の基盤をなしています。

流域の気候は、年平均気温 15℃程度と全国のほぼ平均です。年平均降水量は 1,900mm 程度ですが、台風の経路であることや梅雨による影響により 6 月～9 月の降水量が多くなっています。また日本海型気候から冬季の降雪量も比較的多く、北西からの季節風も 10m/s を越えることがあります。

流域の地形・地質は、約 70% を第三紀鮮新世の安山岩類を基盤岩とする山地や丘陵地が占め、塩見川の沖積作用と砂丘の発達により閉塞された福部平野には市街地や水田が広がり、下流域は本川を境界に左岸に第三紀中新世の鳥取層群を基盤岩とする砂丘堆積物が、右岸に駒馳山の柱状節理として有名な、鮮新世の安山岩類が分布し、旧来の市街地が広がっています。

流域の土地利用状況は、河口から県道細川橋にかけて岩戸漁港、福部海岸等の漁業・観光地域が、国道 9 号沿いには宅地・商業地域が形成されています。中流福部平野には、JR 山陰本線福部駅を中心として放射状に村役場や郵便局、学校等の公共公益施設や住宅地が広がり、近年は市街化が進行しています。中～上流域の山間部においては沿川に水田地帯を配し、山地を背景に和やかな田園風景をつくりだしています。

また、下流域で河川と交錯している国道 9 号や流域を縦断している JR 山陰本線等が交通幹線として重要な役割を果たしています。

塩見川の治水・利水・自然環境及び河川利用状況の概要は以下に示すとおりであり、これらのことから本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きいものとなっています。

#### ① 治水の概要

塩見川は、流域の大きさに比べて河道の断面積が極端に小さく、河床勾配も緩やかです。特に氾濫域である福部平野は、元来「細川池」と呼ばれた、内湾が砂丘台地の発達により閉塞・形成された低平地であり、下流河道は砂丘法面が迫り出し、極端に狭窄となっています。

このことを原因として、塩見川流域では、昭和 40 年、昭和 42 年、昭和 51 年、平成 2 年、平成 9 年等過去より幾度となく洪水被害に見舞われてきました。なかでも昭和 51 年 9 月 10 日の洪水では、駅前地区と湯山地区のほぼ全域が浸水し、浸水農地 146ha、浸水家屋 71 戸、被害総額約 2 億円という被害を受けました。

この災害を契機に昭和 54 年より河道拡幅、河床掘削等の改修工事を実施していますが、今後とも治水対策を継続していく必要があります。

#### ② 利水の概要

塩見川における既得水利としては、約 66ha の水田かんがい及び砂丘台地における全国的に有名な「福部らっきょう」やナシ園等の畑作かんがいに対する農業用水としての水利権があります。また、冬季における国道 9 号の融雪用水として、取水が行われています。これに対して河川流量は、西日本の広い範囲で渇水被害の生じた平成 6 年の渇水時においても既得の水利利用に支障を来した報告はなく、流域各所で圃場整備が進められる等合理的な水利利用が図られているため、比較的良好な流況を保っています。

### ③自然環境及び河川利用状況

塩見川はコナラ等の山林に囲まれた狭隘で急な山間部を蛇行しながら流下し、中流域で水田地帯を流れるのどかな田園河川へと変化し、下流域は福部村の市街地を流れる自然豊かな環境を有しています。

上流部では鬱蒼とした樹木の木陰がモリアオガエル等の生息場になっており、水際にはナルコスゲ等の抽水植物が繁茂して、岩盤や礫を河床材料とする瀬や淵に清冽な水を好むタカハヤ等の様々な魚類が生息しています。

水田地帯を流れる中流部では、ヨシ、マコモ等が繁茂し、オオヨシキリ等の野鳥の生息場となっています。また河床は砂礫で覆われ、瀬や淵を好むオイカワ等が生息しています。

J R 橋より下流では砂丘沿いに緩やかに蛇行する以外は直線的で、河床材料は主に砂やシルトとなり、感潮区間及び潮止堰の湛水区間に相当するため、水際に点在するマコモやヨシの群落がギンブナ、タナゴ等の生息場となっているのに加え、河口ではスズキ等の汽水魚も生息し、これを狙ってコサギ等が沿川に飛来しています。またクロマツ等の砂丘地特有の植生は、多くの野鳥の休息場となっています。

塩見川の河川空間は、河口部でプレジャーボート、釣り舟等の水面利用がなされ、中上流域の集落付近では魚釣り、水遊びといった憩いの場として利用されています。

なお水質については、環境基準は設定されていませんが、県による定期的な観測結果によると最近 10 ヶ年の細川地点での BOD75% 値の平均は 1.4mg/l であり、比較的良好な水質を維持しています。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系においては、水源から河口まで一貫した計画のもとに、関係機関や地域住民と連携し、段階的整備を進めるに当たっての目標を明確にして、治水・利水・環境が調和した河川の保全と利用を図ることを基本方針とします。

なお、保全と利用に当たっては、河川・圃場・砂防・治山工事の実施状況及び水害発生の状況、河川利用、河川環境の現状を考慮し、かつ、周辺地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、鳥取県や福部村等の各種施策との調整を図るとともに、既存の水利施設等の機能の維持についても十分配慮します。

災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、既往洪水の被害状況等を総合的に検討した結果による計画降雨が発生した時の洪水を安全に流下させることを目標として、今後とも河床部の掘削、河道の拡幅・変更及び築堤等を実施していきます。合わせて整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合や計画規模を上回る洪水に対しても、被害を極力抑えるために平常時から浸水実績図等の災害関連情報の提供、洪水時における情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、水防体制の維持・強化等を関係機関や地域住民等と連携し、必要に応じて護岸強化等を図り、安心できる生活基盤を確保します。

河川水の利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これまでに社会経済活動や河川環境に影響を及ぼすような渇水被害は発生していませんが、今後とも水田かんがいの他、畑地かんがいや融雪用水として多目的な水利用が安定的に行われ、動植物が生息・生育するための良好な水環境が保全されるよう、社会・経済情勢の変化等に対応しながら、農業関係者等の水利用者と協力して自流域内での適正かつ合理的な水利用がなされるよう努めます。

また自然環境との調和を図りつつ、仏おくり等の伝統行事や水遊び等のレクリエーションや憩いの場としての継続的な利用が行えるよう、流水の保全を適切に行なうとともに、河川空間の利用をより一層促進します。

なお、渇水等の発生時には、情報提供、情報伝達体制を整備し、必要に応じてより迅速な関係機関等との調整を図ります。

河川環境の整備と保全に関しては、流域の自然環境や水辺に対する多様なニーズを踏まえ、今後とも河川環境や利用状況等について定期的に調査を実施し、豊かな川の流れに育まれてきた多様な動植物の生息・生育環境に配慮し、瀬・淵等の保全・復元に努めるとともに、良好な河川景観の確保・保全に努めます。

特に河川整備に当たっては、マコモ、ヨシ等の抽水植物、オイカワ、ウグイ、フナ等の魚類、オオヨシキリ等の野鳥が生息する等、周辺の田園風景と調和した良質な自然環境及び本川下流域の法面に生育するクロマツ等の砂丘地特有の植生環境について、極力これらを保全・復元していきます。

塩見川では、昭和 51 年洪水以降も度重なる浸水被害を生じていることから、地域住民の水害に対する防災意識も高いものがあります。また流域内での合理的な水利用が図られ、水遊びや魚釣りといった水面活動や清掃活動等の河川愛護活動もなされており、河川環境に対する関心の高いものがあります。

このため河川の維持管理に関しては、関係自治体や流域住民等と連携し、災害の発生防止、河川の適性な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、その機能を十分に発揮させるため適切な維持管理を行っていきます。

なお、流域住民には河川に関する情報を地域に向けて幅広く提供する等して連携体制を強化し、河川愛護思想の浸透に努めます。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和40年9月、昭和42年7月、昭和51年9月、平成2年9月、平成9年7月等の既往洪水の被害状況及び氾濫区域の資産等を総合的に検討した結果、基準地点細川（潮止堰）におけるピーク流量を280m<sup>3</sup>/sと設定し、これを河道に配分します。

表 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)
塩見川	細川 (潮止堰)	280	0	280

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点において280m<sup>3</sup>/sとします。

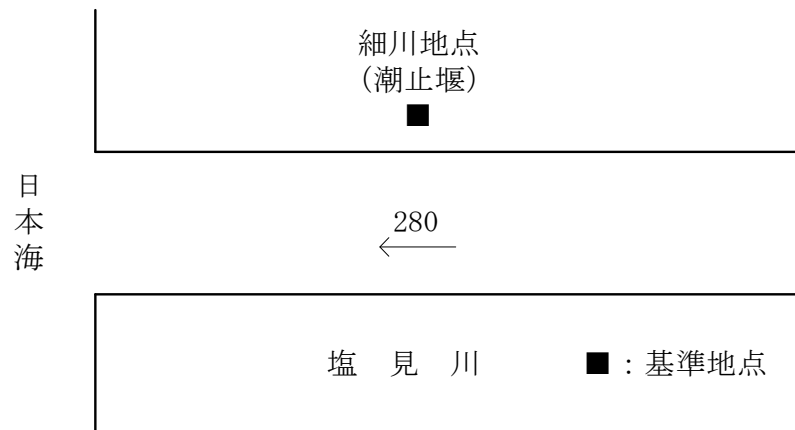


図 塩見川計画高水流量図 (単位：m<sup>3</sup>/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとします。

表 主要地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川 幅 (m)	摘 要
塩見川	細川 (潮止堰)	0.54	+2.05	48	基準地点

(注) T. P. =東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

塩見川における既得水利としては、約 66ha の水田かんがい及び砂丘台地の畑作かんがいに対する農業水利権と、冬季における国道 9 号の融雪用水としての水利権があります。

これに対して河川流量は、渇水時においても既得の水利用に支障をきたした事例はなく、流域各所で圃場整備が進められる等合理的な水利用が図られているため、比較的良好な流況を保持しています。

流水の正常な機能の維持するため必要な流量については、今後、河川流況等の把握に努めるとともに、水利用の実態把握、動植物の生息地又は生育地の状況、景観、良好な水質の保持等に十分配慮した調査・検討を行い、設定することとします。

